別表二　記載要領

1　「内国法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、内国法人が法第16条（第２項を除く。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑸」から「⑻」までの各欄は、当該内国法人が通算法人である場合には、記載しないこと。

3　「課税標準法人税額（⑸－⑹－（別表一「３」））又は（（⑸－⑹）×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$）　⑺　」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　⑵に規定する加算された金額がある場合以外の場合には、「又は（（⑸－⑹）×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$）」を消すこと。この場合において、「⑸－⑹－（別表一「３」）」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

⑵　当該課税事業年度の法第10条第１号に定める基準法人税額のうちに令第３条第１項（令附則第２条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する税額加算規定により加算された金額がある場合には、「（⑸－⑹－（別表一「３」））又は」を消すこと。この場合において、「（⑸－⑹）×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

4　「⑿又は当初申告税額控除額　⒀」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　⑵に規定する場合（⑶に規定するときを含む。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を消すこと。

⑵　通算法人の適用課税事業年度（法第16条第５項に規定する適用課税事業年度をいう。⑶において同じ。）について同項の規定の適用を受ける場合（⑶に規定するときを除く。）には、「⑿又は」を消すこと。

⑶　既に通算法人の適用課税事業年度について法第16条第６項（第１号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用課税事業年度につき同条第５項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき別表二「13」の金額として計算される金額を記載すること。

5　「外国法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、外国法人が法第16条第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

6　「課税標準法人税額（⑳－㉑）×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」}}$　㉒　」の記載に当たっては、「（⑳－㉑）×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」}}$」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。